

ID: 806

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	土地の明渡し請求(第99条の8第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 準用する法第99条の8第2項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日